

既存特定飲食提供施設の経過措置について

1 既存特定飲食提供施設の措置内容

(1) 既存特定飲食提供施設

第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のうち、次の条件を全て満たした施設をいう。

- ・令和2年4月1日時点で営業している店舗であること。
- ・個人経営か、中小企業で資本金または出資の総額が5,000万円以下であること。
- ・客席面積が100m²以下であること。

(2) 喫煙可能室の設置

既存特定飲食提供施設は、喫煙及び飲食することができる「喫煙可能室」を設置できる。

喫煙可能室の設置にあたり、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たし、管轄の保健所への届出が必要になる。さらに、標識の掲示、喫煙可能室へ20歳未満の者は立入禁止する等の義務を負う。



(3) 条例の経過措置

従業員の有無により、令和7年4月1日以降の措置が異なる。

① 従業員がいる場合

- ア 令和2年4月1日～令和7年3月31日
 - ・喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。
- イ 令和7年4月1日～
 - ・喫煙可能室を設置してはならない。
 - ・喫煙を認める場合は、喫煙専用室を設置する。

② 従業員がない場合

- ・喫煙可能室を設置することができる。

(4) 喫煙可能室の状況

管轄保健所への喫煙可能室設置に係る届出状況は、廃業や屋内禁煙への切り替え等を行った施設を除き、令和5年度末において全県で944件ある。

単位：件

区分	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市	計
届出	80	40	34	29	103	115	46	41	456	944

2 既存特定飲食提供施設以外の施設の措置内容

第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設にあって、令和2年4月1日以降に営業を開始した店舗、客席面積が100m²を超えるなど既存特定飲食提供施設に該当しない施設は、喫煙可能室を設置することはできず、屋内禁煙または喫煙専用室設置のいずれかの措置をとる必要がある。